

**泉大津市の就学前教育・保育施設の適正規模について**



## 1. 魅力ある教育・保育の実施にむけて

乳幼児期は、保護者や周囲の人々との関わりの中で守られているという安心感や信頼感、それらからくる情緒の安定や安着関係に支えられて、日常生活や遊びの中で基本的な生活習慣を身に付け、探求心や好奇心、豊かな創造力が育まれるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な時期です。この時期に質の高い教育及び保育を受けることは、義務教育及びその後の学校教育への意欲や社会で生きていく力の基礎を培うことにつながり、子どもの成長に大きな影響があるといわれています。そのため、それぞれの年齢や個々の発達に応じて活動ができるよう適切な教育及び保育環境を整え、子どもの健やかな成長を保障していくことが必要となります。

就学前教育・保育施設では、遊びの中で子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために、計画的に主体的な遊びを十分に確保しながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげていく役割を担っています。

「発達や学び」という観点からは、就園前における家庭や地域社会での生活を通じた発達から、就学前教育・保育施設の教育を通じた学び、さらには小学校以上の学習へと連続的につながっていくことが必要です。

このように、就学前教育・保育施設では、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成、「生きる力」の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っています。魅力ある教育・保育の実施に向け、就学前教育・保育環境を整えていくことが重要です。

### (1) 教育・保育内容

幼稚園は「幼稚園教育要領」保育所は「保育所指針」認定こども園は「幼保

連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、生涯にわたる人格形成を培い、環境を通して行う教育を基本としています。

このため、乳幼児との信頼関係を十分に築き、身近な環境に主体的に関わり、遊びを通じた活動や体験活動を充実させ、学びの芽生えを育てています。

就学前教育において育みたい資質、能力をふまえ、教育・保育課程を作成しています。就学前教育・保育施設の教育・保育目標を明確化し、指導計画を作成し、計画的に教育・保育活動の質の向上を図っていくことに努めています。

## **(2) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援**

就学前教育・保育施設において、すべての子どもたちが、集団生活を通して発達や成長が促される環境づくりに努めます。そのために、子どもの疾病・発達障がいなど早期に発見するため、関係機関と緊密に連携を図りながら、乳幼児期からの一貫したシームレスケアが可能になるよう支援体制の構築を図るため、平成27年度に発達支援担当を設置しました。

障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的、計画的に行い、家庭、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で子どもの教育的支援を行うために、個別の支援計画を作成し、活用することに努めています。

## **(3) 職員の資質向上**

就学前教育・保育施設では、乳幼児の発達の状況を踏まえつつ、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を見通しながら、この時期にふさわしい援助、指導の在り方について理解する園内研修の充実を図っています。

また、園内研修の中心的役割を果たし、指導方法や環境の改善について研修を通して助言できる幼児教育アドバイザーを育成していきます。

#### **(4) 就学前教育・保育施設と小学校の連携**

就学前教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしています。

小学校教育との円滑な接続のため、幼児や児童との交流の機会や教職員間の意見交流や研修の機会を設け、連携を図るようにしています。

遊びを通して学ぶ就学前の教育活動から、教科学習が中心となる小学校以降の教育活動への円滑な接続に向けて、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを作成し実践に取り組んでいます。

## 2. 就学前教育・保育施設の適正規模・適正配置について

### (1) 集団の育ちの保障

就学前教育・保育では、遊びを通して、人や物との関わりを深めながら、社会性やコミュニケーション能力を身につけることが大切です。そのためには一定の規模を有する集団が必要とされます。園児数が少ない園では、人間関係や遊びの広がりといった面で、共感したり思いを伝えあったりするような子ども同士が交流する経験が乏しくなることが懸念され、集団の規模が大きくなる小学校への進学に対する不安が指摘されます。適正規模の集団を確保することで、子ども同士の関わりの中で、自然に遊びの集団が形成され、子ども同士のふれあいも活発になるなど、幼児の人間関係が多様になり、様々な体験や葛藤経験が得られることで、協同性や規範意識の芽生え等、社会性が培われていくこととなります。

また、新幼稚園教育要領では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「言葉による伝え合い」「豊かな感受性と表現」など10の姿を明確にし、就学前教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善が行われようとしています。

### (2) 適正規模についての考え方

国は1学級あたりの上限は定めていますが、下限は定めておりません。適正規模の考え方としても定めはありませんが、一般的な見解では、4・5歳児の保育における1学級当たりの適正規模としては、20人で複数学級が理想と考えられます。

### (3) 適正配置についての考え方

就学前教育・保育施設では、遊びを通して人格形成の基礎を培っており、適正配置にあたっては、教育上望ましい集団生活が行えるよう環境を整備することが重要です。また、保育所、認定こども園などの配置状況、市内の就学前児童の人口動向、地域的なバランス、施設の状況、保護者ニーズなどを総合的に判断し検討していく必要があります。

特別な支援を要する子どもへの合理的な配慮等として、通園しやすい環境を整える必要もあります。

公立幼稚園では、主体的な遊びを通して学び考える力を育む体験や活動など、遊びの中での集団活動を活かした幼児教育を日々実践しています。しかし、園児数が少ない公立幼稚園の現状では、幼児期の成長・発達過程において必要な他者との関わりやふれあいが少なくなり、幼児期に育まれる協同性等社会性の発達に関係する経験不足が懸念されます。また、在園児は年々減少傾向にあり、適正配置について検討する必要があります。

#### (参考)

##### 【国が定める学級定員の上限】

幼稚園 3、4、5歳児 35人以下

保育所・認定こども園 3歳児:20人、4歳児:30人、5歳児:30人

##### 【大阪府が定める私立幼稚園の設置認可審査基準】

幼稚園 3歳児:25人以下、4、5歳児 35人以下

##### 【本市が定める学級定員の基準】

幼稚園 3歳:24人、4歳児:30名、5歳児:35名

保育所・認定こども園 3歳児:20人、4歳児:30人、5歳児:30人

抜粋：「いずみおおつ子ども未来プラン」

### 第3章 計画の基本方針

#### 1 子育て・子育て安心ビジョン（子どもの育ちと子育て支援に係る基本理念）

- 本市ではこれまで、子どもを「次代を担う社会の宝」と位置付けた上で、子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も笑顔で健やかに成長し、「泉大津市で子育てをして良かった」と、8万人の市民みんなではほえみあえるまちづくりを進めてきました。
- この考え方は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。
- 本計画では、これまでの取り組みと子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、少子化が予想される本市において、次代を担う子どもの育ちと子育て支援を進める基本理念（基本となる考え方）を次のとおり定めます。

#### 【基本理念】

—「笑顔で育ち育てられるまち」を目指して—

**すべての子どもがたくましく育つ、みんなで子育てを応援するまち・泉大津**

本市の総合計画における子ども・子育て支援分野の目標である「笑顔で育ち育てられるまち」を目指し、次代を切り拓くたくましい心豊かな子どもが育つように家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、関係機関、地域そして行政が一体となって、子育てに取り組み、応援することを基本理念とします。



## 第4章 推進施策

### 目標2 子どもの自立と成長を促す環境の充実

#### 2-1 就学前教育・保育の質の向上

##### 主な取り組みと今後の課題

- 本市では、多様化し、増加する保育ニーズに応えるため、サービスの「量」の確保に取り組み、着実な成果を上げてきました。
- 保育所・幼稚園・認定こども園のすべてを就学前教育ととらえ、教育内容の「質」を確保・向上するために、各施設での年間計画の策定、自己評価の実施、保護者意見の定期的な把握、職員研修、地域との交流などに努めています。
- 幼稚園と保育所の行事交流や職員交流による幼保連携、保・幼・認・小・中学校同士の指導や特別支援教育での連携、地域教育協議会（すこやかネット）活動としての連携強化などに、市立・民間の垣根を越えて取り組んでいます。
- 平成27年度から始まる子ども・子育て支援法においても、サービスの「量」と「質」の確保が定められています。今後も、保育所、幼稚園、認定こども園のすべてにおいて高い水準の「教育・保育」が受けられるような取り組みが重要になっています。

##### ● 施策の方向性

- ① 特定教育・保育施設運営の充実・支援
- ② 教育・保育の一体的提供の推進

## ①特定教育・保育施設運営の充実・支援

主な施策・事業	概要
特定教育・保育施設の提供体制の確保	<p>関係機関と連携して教育・保育提供区域毎の各年度の見込みを充足する提供体制を構築し、待機児童解消と身近な場所での子育て環境の向上を図ります。</p>
地域型保育事業認可に係る需給調整の実施	<p>教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています。（児童福祉法第34条の15第5項）</p> <p>そのため、地域型保育事業の認可申請のある場合は、法に則して、本計画に定める教育・保育提供区域の必要利用定員総数（量の見込み）に基づき、需給調整を行うものとしします。</p> <p>（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める必要利用定員総数にすでに達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって必要利用定員総数を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがある。）</p>
保育所・幼稚園・認定こども園の人材育成	<p>保育サービスの多様化、地域における保育所・幼稚園・認定こども園機能の充実に対応できるよう保育士や幼稚園教諭への研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。</p>
保育所等の運営に対する支援	<p>待機児童の解消をはじめ、乳児保育、障がい児保育、一時預かりなど多様な保育サービスの充実を図るため、民間保育所等への運営支援に努めます。</p>
豊かな感性や創造力を育む教育・保育の充実	<p>一人ひとりの子どもの発達段階に即応した指導・援助に努め、豊かな感性や創造力を育む教育・保育内容の充実を図ります。</p> <p>自然体験や交流活動を取り入れ、地域行事を活用し、地域特性を生かした特色ある就学前教育を推進します。</p>
認可外保育所職員の健康管理	<p>認可外保育施設の職員について「認可外保育施設従事職員健康診断受診助成金」により健康保持・増進を図ります。</p>
特定教育・保育施設の質の向上	<p>職員配置の充実、職員の資質向上に向けた研修等の充実、運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価等の導入支援、定期的な情報交換の実施、苦情処理委員会の設置、府と連携した監査の実施、在日外国人及び帰国者の乳幼児の受け入れ体制の充実など。</p>

## ②教育・保育の一体的提供の推進

主な施策・事業	概要
認定こども園の設置推進	<p>就学前の教育・保育を一体として捉えた認定こども園の設置を推進します。</p> <p>認定こども園の開園整備にあたり、幼稚園・保育所の職員交流の充実を図り、0～5歳児の教育・保育に精通した職員の育成を図ります。</p>
保育所・幼稚園・認定こども園交流事業の推進	<p>保育所・幼稚園・認定こども園の子どもたちの交流、教職員の合同研修、子育て支援事業の連携など、幼稚園と保育所の連携を強化し、教育・保育内容の充実を図ります。</p>
校種間連携強化事業の推進	<p>おづみんプロジェクト(教育コミュニティ推進計画)に基づき、保・幼・認・小・中・高校・大学との連携強化を図ります。</p>
より良い事業の提供方策の実施	<p>乳幼児期の発達が連続性を有すること、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係機関と連携して取り組みます。</p>